ロ　当該法人が業務執行組合員等であって、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約又は有限責任事業組合契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること（イに該当する場合を除く。）。

三　次に掲げる要件のいずれかに該当する個人（ロに該当するものにあっては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ　次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること。

(2)　当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

ロ　当該個人が業務執行組合員等であって、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること（イに該当する場合を除く。）。

（適格投資家から除かれる者）

第十六条の四　法第二十九条の五第四項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利（その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。）を適格投資家以外の者が取得している特別目的会社（第三十三条第二項に規定する特別目的会社をいう。）とする。

第四十四条第一号ハを削り、同条に次の一号を加える。

十　本店等の名称及び所在地

第四十七条第一項第二号中「からハまで」を「又はロ」に改める。

第八十四条第一項第二号中「事項」の下に「（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加える。

第八十七条第一項第二号ニ中「氏名」の下に「（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加え、同号ホ中「氏名」の下に「(2)に掲げる者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加える。

第九十六条第一項第三号中「名称」の下に「（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　投資一任契約に基づき権利者のために運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨

第百七条第一項第一号中「名称」の下に「（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十　投資一任契約に基づき権利者のために運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨

第百十七条第一項第二十四号の五中「第百二十三条第一項第二十六号及び」の下に「第二十七号並びに」を加え、同項第二十五号中「第二百七十五条」を「第二百七十五条第一項第十六号」に、「外国会社報告書等」を「外国会社届出書等」に改め、同号ト中「ホまで」を「トまで」に改め、同号へを同号チとし、同号ホを同号ヘとし、同号への次に次のように加える。

ト　法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社臨時報告書

第百十七条第一項第二十五号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社届出書

第百十七条第一項第三十一号中「売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等をする自己の株式」を「処分する自己株式」に、「、当該有価証券」を「、これらの有価証券（当該委託金融商品取引業者が同条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）」に、「法第二条第十一項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、「当該有価証券の引受け」を「当該有価証券の引受けを行った」を削り、同項に次の一号を加える。

三十三　有価証券の引受け（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う行為に限る。）を行う場合において、次に掲げる行為を行うこと。

イ　法第二条第六項第三号に規定する新株予約権の行使の勧誘に関して、同号に規定する新株予約権証券を取得した者に対し虚偽のことを告げる行為

ロ　法第二条第六項第三号に規定する新株予約権証券を取得した者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて同号に規定する新株予約権の行使の勧誘をする行為

第百二十三条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の二各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

第百二十三条第一項に次の一号を加える。

二十七　令第三十一条に規定する買集め行為であって、取引等規制府令第六十二条に定める基準（同条第二号に係るものに限る。）に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ　当該買集め行為を行うに際し、その相手方に対して、当該買集め行為が当該買集め行為により買い集めた株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。ロにおいて同じ。）を当該買集め行為後直ちに転売することを目的とするものであることを約すること。

ロ　当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある場合にあっては、当該買集め行為を行った後、直ちに、次に掲げる事項を令第三十条に定める公表の措置に準じ公開すること。

(1)　当該買集め行為を行った旨

(2)　当該買集め行為により買い集めた株券等の銘柄

(3)　当該買集め行為により買い集めた株券等に係る議決権の数（令第三十一条に規定する議決権の数をいう。）の合計

(4)　当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある旨

第百三十条第一項第九号中「申込み」の下に「（当該者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）」を、「、当該有価証券」の下に「（当該者が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券）」を加える。